

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
1	<p>地域密着型特定施設（29人以下介護専用型）+ 小規模多機能型居宅介護について、3階建の建物の1階に小規模多機能型居宅介護、1階の1部と2～3階を地域密着型特定施設とした場合、地域密着型特定施設の1階部分に設けた居室の入居者の食堂は、同じフロアである1階に設けなければならないのか。利用者の負担にならない仕組みを導入し、2階の食堂を利用することは可能か。</p> <p>なお、1階部分については、小規模多機能型居宅介護と地域密着型特定施設の入口も区画も厳密に区分する。</p>	<p>「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、居住階と同一の階に食堂を設けなければならないという基準はありません。</p> <p>ただし、地域密着型特定施設については、有料老人ホームや適合高齢者専用賃貸住宅等に対し指定を行うものでありますことから、各施設を所管する北海道と十分協議し、その施設基準を満たすことが確実であるということが前提となりますのでご留意ください。</p> <p>（12月29日回答）</p>
2	<p>東部圏域における認知症対応型共同生活介護 + 小規模多機能型居宅介護について、既存の小規模多機能型居宅介護事業所の所在地の隣接町に整備を計画しているが、このような計画は可能か。</p>	<p>可能です。ただし、圏域内の既存事業所とのバランスも評価の対象となりますので、近接地での整備は評価が低くなる可能性があることを申し添えます。</p> <p>（12月29日回答）</p>
3	<p>全ての事業に共通する添付資料10「事業経営が困難になった場合の責任の所在や入居者への対応がわかる資料」とは、引き継ぎ先や受け入れ先の「見つけ方（方針）」について記載した書面で足りるか。</p> <p>それとも、引き継ぎ先や受け入れを「約束した提携書面」のような資料が必要か。</p>	<p>事業者としてどのように対応するのか、その考え方がわかる書類（資料）を添付してください。様式は問いません。</p> <p>なお、引き継ぎ先や受け入れを約束した書面の提出が可能な場合は、添付いただいても構いません。</p> <p>（12月29日回答）</p>
4	<p>認知症対応型共同生活介護 + 小規模多機能型居宅介護の「補助金」について、今回の応募前に、申請や相談・協議が必要か。</p>	<p>応募前に「補助金」に関する協議や申請は不要です。事業者の選定後に協議することとなります。</p> <p>（12月29日回答）</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
5	<p>地域密着型特定施設（29人以下介護専用型）+ 小規模多機能型居宅介護について                      利用者の送迎や通院等に使用する車輛については共用できると考えてよいか。                      施設内への出入り口を別々にしなければならないと聞いているが、玄関が1つで、その中で出入り口が分かれているのは問題ないか。                      建物内で両施設がまったく行き来できないようにしなければならないのか。災害時の避難や、管理者が両施設を管理することを考えた場合、どこかに通路があることは必然と考えるがどうか。</p>	<p>利用者の送迎や通院等に支障がなければ、車輛の共用は可能です。                      各施設への出入り口が分かれているのであれば、玄関が1つであっても構いません。                      行き来ができるような構造は可能ですが、各施設を区分けする扉等を設ける必要があります。                      （1月13日回答）</p>
6	<p>事業計画書の2ページ目「3 計画する事業・施設の概要」の中の「施設の構造等」という項目に（付帯機能）とあるが、何を記載するものか。</p>	<p>（付帯機能）の欄には、利用者などのために、基準にはない設備や機能を有するなど、特筆すべきことがありましたら記載ください。                      また、（その他）の欄には、同一の建物において運営される他の事業などがありましたら記載してください。                      なお、施設基準にある設備・備品等を記載する必要はありません。                      （1月21日回答）</p>
7	<p>事業計画書添付資料の7番の「過去3か年の財務諸表（連結財務諸表）など経理状況がわかる資料（新設事業者については、この限りではない。）」について、従来異業種にて事業を行っていた場合、その事業に関する財務諸表の提出でよろしいか。</p>	<p>事業者の経営状況を確認するものであることから、業種に関わらず提出してください。                      （1月21日回答）</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
8	<p>事業計画書添付資料の7番の「平成21年度の収支予算書および事業計画書またはこれらに相当する書類」について、その事業を一時的に休止していた場合、該当する書類はないということによろしいか。</p>	<p>休止の内容や期間にもよりますが、法人として何らかの収支はあると考えられますので、収支予算書またはそれに相当する書類を提出してください。 (1月21日回答)</p>
9	<p>事業計画書添付資料の8番「応募事業施設整備に係る事業収支計算書(借入金の償還計画が記載されたもの)」および9番「応募事業運営に係る事業収支計算書(介護報酬や対象人員、人件費等がわかるもの)」について 月ベースではなく年間ベースで作成しても構わないか。 作成すべき期間については何年分が適切か。借入金を償還し終わるまで、あるいは黒字化するまでの期間作成すべきか。</p>	<p>年間ベースで構いません。 作成期間については、特に指定はありませんが、借入金がある場合は、少なくとも借入金の償還完了時まで、借入金がない場合は、当該事業の経営が安定し、収支の大きな変動がなくなると見込まれる時点までの収支計算書を提出してください。 (1月21日回答)</p>
10	<p>事業計画書添付資料の10番「事業経営が困難になった場合の責任の所在や入居者への対応がわかる資料」について、事業の関係者兼有識者個人が責任をもって対応する旨の誓約書を作成する方向で検討中であるが、これにより事業者としての考え方がわかると思うので添付資料としてよいか。</p>	<p>事業者としてどのように対応するのか、その考え方がわかる内容であれば、当該添付資料として構いません。 (1月21日回答)</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
11	<p>事業計画書の「2 計画する施設の土地・建物の所有状況」について  「サービス提供事業者の所有状況」の取得予定とは、本事業計画書提出時点ではまだ所有者ではないが、事業開始までには所有者となる場合に選択するもので、事業計画書上は「所有していない場合」に該当するという理解でよろしいか。</p> <p>その場合に添付する資料に関して、売買契約書がある場合はその写しを添付すればよろしいかと思うが、それは当事者間のみで作成した簡易なものでかまわないか。それとも宅建業者等が作成した詳細な物件説明書まで用意すべきか。</p> <p>事業計画書では「賃貸の場合の賃貸料」のみ記載するようになっているが、売買の際の売買金額の記載は不要という理解でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。  当事者間のみで簡易なもので構いませんが、当該物件に係る契約書であることがわかるもの、さらには、事業を行うことになった場合の売買の確実性が担保される内容であるものがが必要です  お見込みのとおりです。  (1月21日回答)</p>
12	<p>特定施設入居者生活介護について、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所を増床するという形態での応募は可能か。</p>	<p>可能ですが、既存建物の増改築が、構造上や法令上においても可能であることが前提となります。  ただし、増床分に係る定員が今回応募している定員数を超える場合は対象となりません。  (1月21日回答)</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
13	<p>事業計画書の「2 計画する施設の土地・建物の所有状況」について            新たに建物を建設して事業の用に供する場合、「サービス提供事業者の所有状況」の欄を「取得予定」とし、「建物の所有者」の欄に「新築のため無し」と記載すべきか、または「サービス提供事業者の所有状況」の欄を「所有」にし、その後ろに「（予定）」と記載記載すべきか。            この場合の添付資料として建物の建設予定が分かる資料（見積りなど）が必要か。</p>	<p>「サービス提供事業者の所有状況」の欄を「取得予定」とし、「建物の所有者」の欄に「自己整備」と記載してください。            必要ありません。            （1月21日回答）</p>
14	<p>特定施設入居者生活介護について            通所介護と短期入所生活介護を併設して事業を行うことは可能か。            が可能ならば、短期入所生活介護の定員に上限等の規定はあるか。</p>	<p>可能です。            短期入所生活介護の定員に上限等の規定はありません。            なお、いずれの場合も指定権限は北海道にありますことから、本事業計画書の提出に先立ち、詳細について北海道に問い合わせ、確認していただくようお願いいたします。            （1月21日回答）</p>
15	<p>認知症対応型共同生活介護＋小規模多機能型居宅介護について、東部地区にて1か所の募集とあるが、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）のユニット数はいくつか。</p>	<p>今回募集しているのは1施設2ユニットで、定員は18名となっております。            （1月21日回答）</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
16	<p>事業計画書添付資料の11番「法人が提供している介護サービス事業所の運営規程，就業規則等」，12番「法人が提供している介護サービス事業所に係る実地指導の状況」，13番「法人が提供している介護サービス事業所に係る年間行事の実施状況や利用者・地域住民の参加の状況がわかる資料」，17番「有料老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅を運営している場合は，重要事項説明書等（1か所分）」について，今回，介護事業に新規参入の法人はいずれの資料も提出できないが，例えば11番の運営規程，就業規則等，13番の年間行事，17番の重要事項説明書等を，「案」として作成して提出することは適切か。</p>	<p>当該資料については，現在介護サービス等を提供している事業所の状況がわかる資料として提出いただくものであり，介護保険事業，有料老人ホームまたは適合高齢者専用賃貸住宅の運営に新規参入する法人は提出する必要はありません。 （1月28日回答）</p>
17	<p>認知症対応型共同生活介護＋小規模多機能型居宅介護について 認知症対応型共同生活介護の人員配置基準に関して2ユニットを計画しているが，計画作成担当者として， ・ユニット1にケアマネA氏＋介護従事者B氏 ・ユニット2にケアマネA氏＋介護従事者C氏 と配置して問題はないか。</p>	<p>ご質問の趣旨は，1人の職員（ケアマネA氏）が2つのユニットを兼務する計画作成担当者として配置され，さらにユニット1には介護従事者兼計画作成担当者のB氏が，ユニット2には介護従事者兼計画作成担当者のC氏が配置されるものと解釈しました。 計画作成担当者はユニットごとにそれぞれ配置する必要がありますので，他のユニットとの兼務はできません。 なお，いずれかのユニットの計画作成担当者が介護支援専門員であれば基準を満たします。 したがって，ご質問の場合，A氏はいずれか一方のユニットの計画作成担当者としてのみ配置が可能です。 （1月28日回答）</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
18	<p>事業計画書の添付資料について、                      「11 法人が提供している介護サービス事業所の運営規程、就業規則等」                      「12 法人が提供している介護サービス事業所に係る実地指導の状況                      (1) 介護サービス事業所に係る実地指導の結果の写し（平成18～20年度）                      (2) 介護サービス事業所に係る改善状況報告書の写し（平成18～20年度）」                      「13 法人が提供している介護サービス事業所に係る年間行事の実施状況や利用者・地域住民の参加の状況がわかる資料」                      は、それぞれ17番と同じく、1施設分を提出すればよいか。</p>	<p>添付資料の11番と13番については、サービス種別ごとに1か所ずつ提出してください。                      添付資料の12番については、法人が運営する全ての事業所の分を提出してください。                      なお、運営する事業所数が多く、膨大な量になるなど、全て提出するのが困難である場合は市までご相談ください。                      （1月28日回答）</p>
19	<p>事業計画書添付資料の8番「応募事業施設整備に係る事業収支計算書（借入金の償還計画が記載されたもの）」について、土地・建物ともに自己資金にて購入および新築の予定であり、借入金がなく、施設整備に係る収支の「収」の部分もない。施設整備に係る支出に関しては、事業計画書2ページ目の「自己整備の場合の総事業費」の項目に記入する。                      この場合でも、当該添付資料を作成しなければならないか。</p>	<p>借入金のない自己資金による整備であっても、施設整備に係る費用についての収支計算書を提出してください。                      （1月28日回答）</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
20	<p>地域密着型特定施設（29人以下介護専用型）+小規模多機能型居宅介護について</p> <p>地域密着型特定施設の管理者と計画作成担当者，小規模多機能型居宅介護の管理者と介護支援専門員の4つの職務を1人で兼務することは可能か。</p> <p>地域密着型特定施設の管理者と小規模多機能型居宅介護の管理者が兼務の場合，事業計画書2ページ目の「職員配置等」の「雇用予定数」には，それぞれのサービスに「1人」ずつカウントするのか。</p> <p>地域密着型特定施設の看護職員が，同事業の機能訓練指導員を兼務する場合，「看護職員が1人以上」の基準を満たさないことになるか。</p>	<p>法令等の解釈もあることから，厚生労働省に確認したところ，「各職務の条件が整っているのであれば，できなくはない。」との回答でしたが，同時に，「事実上，そのような配置は難しい。」とのことでした。</p> <p>それぞれのサービスに「1人（うち兼務1人）」と記載してください。</p> <p>—看護職員の人員配置基準は「常勤換算方法で1人以上」となっており，看護職員が1人のみであれば，当該職員が他の職務を兼務することにより，常勤換算方法で1人を満たさないこととなります。</p> <p>（1月28日回答）</p> <p>地域密着型特定施設の看護職員の人員配置基準は「常勤換算方法で1人以上」となっており，うち1人以上は常勤である必要があります。</p> <p>看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合，機能訓練指導員としての勤務時間数を看護職員の勤務時間数として含むことができるので，ご質問の看護職員が常勤であれば，基準を満たすこととなります。</p> <p>なお，併せて平成21年12月21日開催の説明会資料2の地域密着型特定施設入居者生活介護の人員配置基準中「看護職員」について「（1人以上は常勤）」と追記修正しました。</p> <p>（2月4日修正）</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
21	<p>事業計画書添付資料の15番「土地・建物の売買確約書等または賃貸契約書等の写し」について                  ここにある「売買確約書等」と、事業計画書1ページ目の「2 計画する施設の土地・建物の所有状況」の「所有していない場合」の添付資料(写し)の項目中の「確約書」は同じものと思うが、合わせて1通(あるいは1セット)を添付するとよいか。                  この確約書あるいは売買契約書等は、正式な売買契約を予定していて、その前に取り交わすいわゆる「不動産買付証明書」および「売買承諾書」でよいか。ともに売主・買主が明確で、物件の表示により不動産が特定され、価格や支払い条件、今般の募集で選定された場合のみ実行される旨等の売買条件や売り買いの意思表示が明記され、それぞれの記名押印がなされているものである。あるいは、単に「売買確約書」として1枚にまとめて、記載事項は前述の書類に準じている場合はこの「売買確約書」だけでよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。                  事業を行うことになった場合の売買の現実性が担保される内容であれば、いずれの書類でも構いません。                  (1月28日回答)</p>
22	<p>事業計画書の「2 計画する施設の土地・建物の所有状況」について                  土地・建物ともに賃貸であり、建物の賃借料に土地の分も含まれている場合はどのように記入したらよいか。                  この場合、「3 計画する事業・施設の概要」の「自己整備の場合の総事業費」の欄は、記入不要でよいか。                  この場合、確約書に関して添付書類は何か必要か。</p>	<p>内訳として、土地と建物に分けることは可能であると考えており、分けて記載してください。                  お見込みのとおり、自己整備を伴わない場合は記入不要です。                  必要ありません。                  (1月28日回答)</p>

特定施設入居者生活介護および地域密着型サービス提供事業者の募集に係る質問に対する回答

NO.	質問事項	回 答
23	事業計画書添付資料の14番「整備を計画している土地の位置図」とあるが、配置・平面図等は必要か。	建物の配置図・平面図等は、添付していただいてもかまいません。 (1月28日回答)
24	地域密着型特定施設(29人以下介護専用型)+小規模多機能型居宅介護について、各施設を別々に隣接した土地に建ててもよいか。	建物の整備にあたっては、合築を条件としていませんので、それぞれ分離して整備することは可能です。 ただし、敷地については一体の土地であることを条件としており、この場合、複数筆に分割されていても、一体のものとして使用できる場合は該当しますが、道路を隔てるなど、一体とみなされない場合は、この条件に該当しません。 (1月28日回答)